

白川通地区都市景観協定書

1 目的

この協定は、白川通りが栄地区および白川公園地区という名古屋都心の 2 大文化ゾーンを結ぶにふさわしい通りとなることを願い、沿道関係者が協定を結び、白川通地区に文化的な魅力ある都市空間を創造し、名古屋を代表する通り、まちなみとするとともに、地域環境の向上および活性化を図ることを目的とする。

2 名称

この協定の名称は、白川通地区都市景観協定とする。

3 区域

この協定の区域は、中区栄二丁目および栄三丁目の各一部とする。

4 まちづくりの基本目的

- (1) 芸術及び文化の香りがただよう格調高い都心のまちをつくる。
- (2) 華やかさと温もりを合わせもつ快適な都心のまちをつくる。
- (3) だれもがいつでも安心して楽しみながら歩けるやさしいまちをつくる。
- (4) 居住者と来街者、歩行者と自動車とが共存できる秩序あるまちをつくる。

5 白川通地区の景観形成の基準

まちづくりの基本目標に掲げるようなまちづくりのため、区域内での建築物、工作物、広告物等の計画に当たっては、次の基準を遵守するよう努める。

(1) 建築物

- ア 建築物は、デザイン性の高い形態とし、特にファサードは芸術性、文化性を考慮し、まちなみとの調和を図る。
- イ 建築物はできるだけ芸術性、文化性の高い用途、又はそれらを支援できる用途とする。

(2) 屋外広告物・工作物

- ア 屋外広告物（屋上広告、壁面広告、突出広告、地上広告等）・工作物は、洗練された個性的なデザインとし、まちなみとの調和に配慮したものとする。
- イ 屋外広告物は、自家用広告物以外は原則として掲出しない。

(3) 夜間の演出

建築物等へのライトアップやショーウィンドウの活用により夜間における都市景観の演出を図る。

(4) 清掃・歩道の使用

まちの清掃に努めるとともに、ゴミ箱の路上使用などまちの美観を損ない又は歩道の妨げとなる行為はしない。

(5) 自動車・自転車

秩序あるまちづくりを進めるため、違法駐車、放置自転車等の追放に努める。

6 自主管理運営組織

まちづくりの基本目的に掲げるまちづくりを進めるために、区域内の住民、企業者、事業者等の自主管理運営組織「白川通まちづくりの会」（以下「会」という。）を組織し、本協定に定める内容に基づき自主管理を行う。

7 有効期間

この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 30 年間とする。

8 協定に違反した場合の措置

会は、この協定に対する違反を認めた場合は、適当な方法による注意又は改善要求を行い、改善措置がとられるよう努める。

9 協定の変更又は廃止

会は、必要があると認めるときは、この協定を変更又は廃止することができる。ただし、変更、廃止の場合は当該協定を締結した者の過半数の同意を必要とする。

10 その他

上記各事項の細則については、必要に応じて別途取り決める。

平成 6 年 11 月 11 日

平成 16 年 11 月 9 日 変更

平成 26 年 11 月 6 日 変更